

土壌汚染状況調査

Q18

以前、3条調査を実施した土地で土地の形質の変更を届け出た場合、調査命令が出されませんか？

2010(平成 22)年に施行された法改正によって、3条調査の調査対象物質の規定が大きく変わっているため、3条調査を法改正前に実施したか、法改正後に実施したかで、4条調査の調査命令が出る可能性が異なってきます。

(1) 3条調査を法改正前に実施した場合

この場合は、4条調査の調査命令が出される可能性が高いものと考えます。

法改正以前の3条調査は、有害物質使用特定施設を廃止する際に当該施設で製造・使用・処理していた特定有害物質の種類を調査対象物質としていましたが、法改正によってすべての特定有害物質の種類が3条調査の調査対象物質となり、地歴調査で過去に遡って汚染のおそれの判断基準に該当する状況が認められた特定有害物質の種類について試料採取等を実施することになりました。すなわち、法改正前の3条調査では、以下の特定有害物質の種類について試料採取等が行われていないものと考えられます。これらについて自治体側で事業者からの公的届出等の根拠資料を有している場合に調査命令が出されることとなります。

- ① 有害物質使用特定施設で法施行前(2003年2月14日以前)に使用等されていた特定有害物質の種類
- ② 有害物質使用特定施設以外で漏洩等・使用等・貯蔵等されていた特定有害物質の種類
- ③ 調査義務の対象となる工場等が立地する以前に漏洩等・使用等・貯蔵等されていた特定有害物質の種類
- ④ 自然由来の土壌汚染のおそれ又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類
- ⑤ 3条調査実施後に漏洩等・使用等・貯蔵等されていた特定有害物質の種類

ただし、3条調査を実施した際に、自主的又は条例に対応するために①～④に該当する特定有害物質の種類についても試料採取等を実施している場合で、かつ、調査実施後に特定有害物質の漏洩等・使用等・貯蔵等がない場合については、当該調査の結果を4条調査の土壌汚染状況調査の結果の一部又は全部として使用することができます。

(2) 3条調査を法改正後に実施した場合

この場合、有害物質使用特定施設で使用等していた特定有害物質に加え、(1)の①～④について調査を行っているため、4条調査の調査命令が出される可能性は考えにくいですが、ただし、3条調査を実施した後に、特定有害物質の漏洩等・使用等・貯蔵等の履歴がある場合や、3条調査で調査を行っていない特定有害物質の漏洩等・使用等・貯蔵等の履歴を示す情報が新たに出てきた場合には調査命令が出る可能性が出てきます。また、調査実施後に追加された特定有害物質(Q6参照)について漏洩等・使用等・貯蔵等の履歴がある場合も同様です。